


2016年3月29日 更新

印刷実行 閉じる

 読み上げる

農地の賃借料情報の提供について

農地の賃借料設定の参考としてください。

平成21年12月15日に施行された改正農地法により標準小作料制度は廃止されました。それに伴い、下記のとおり過去の賃借料情報を提供しますので、賃借料設定の参考としてください。

なお、この「賃借料情報」は今まで制定されていた「標準小作料」とは違い、拘束力はなく、賃借料決定の参考として提供するものです。

賃借料は対象農地の状況等に合わせ、柔軟に当事者同士で設定してください。



平成27年1月から12月までに締結(公告)された賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は、以下のとおりとなっております。

1. 実勢賃借料情報(10aあたり)

| 農地の区分 | | 平均賃借料(円) | 最高賃借料(円) | 最低賃借料(円) | データ数 |
|-------|-------|----------|----------|----------|------|
| 田 | 平坦地域 | 8,618 | 11,500 | 4,000 | 22 |
| | 中山間地域 | 賃借料情報なし | | | |
| | 山間地域 | 賃借料情報なし | | | |
| 畑 | 平坦地域 | 6,846 | 34,582 | 802 | 14 |
| | 中山間地域 | 賃借料情報なし | | | |
| | 山間地域 | 賃借料情報なし | | | |

※データ:ときがわ町内における平成27年1月から12月までに締結された賃貸借

※データ数:集計に用いた筆数

※平均賃借料:データ数による加重平均の値

※なお、使用貸借権は、57件で利用権設定全体の61%になります。

2. 農地の区分の対象地区

| 農地の区分 | 地区名 |
|---------|--|
| 1 平坦地域 | 大字玉川、田黒、五明、日影、番匠、本郷、別所、田中、桃木、関掘、馬場、瀬戸元上、瀬戸元下地内 |
| 2 中山間地域 | 大字大附、西平、雲河原地内 |

| | | |
|---|------|-----------|
| 3 | 山間地域 | 大字大野、梶平地内 |
|---|------|-----------|

※既に過去の申請で「標準小作料に準じる」等の賃貸借契約を結んでいる場合は、当事者間で今後の賃借料を設定してください。

改めて利用集積計画を提出する必要はありません。

このページのお問い合わせ先

産業観光課 農業委員会事務局

TEL 0493-65-1532

この情報のお問い合わせ先

産業観光課

〒355-0396

埼玉県比企郡ときがわ町大字桃木32番地

Tel: 0493-65-1532

Fax: 0493-65-3629

E-Mail: hp@town.tokigawa.lg.jp